

平成 24 年第 5 回玉城町議会定例会会議録 (第 4 号)

招集年月日 平成 24 年 12 月 12 日(水)

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 24 年 12 月 18 日 (火) (午前 9 時 00 分)

出席議員	1 番 中西 友子	2 番 北 守	3 番 坪井 信義
	4 番 北川 雅紀	5 番 中瀬 信之	6 番 山口 和宏
	7 番 奥川 直人	8 番 山本 静一	9 番 前川 隆夫
	10 番 川西 元行	11 番 風口 尚	12 番 小林 豊
	13 番 小林 一則		

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副町長	中郷 徹	教育長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監査委員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 辻 誠 同書記 宮本 尚美 同書記 内山 治久

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第 7 3 号 玉城町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について (討論・採決)
- 第 3. 議案第 7 4 号 玉城町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について (討論・採決)
- 第 4. 議案第 7 5 号 玉城町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について (討論・採決)
- 第 5. 議案第 7 6 号 玉城町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について (討論・採決)
- 第 6. 議案第 7 7 号 玉城町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について (討論・採決)
- 第 7. 議案第 7 8 号 玉城町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について (討論・採決)
- 第 8. 議案第 7 9 号 玉城町水道法施行条例の制定について (討論・採決)

- 第9. 議案第80号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（討論・採決）
- 第10. 議案第81号 町税条例の一部改正について（討論・採決）
- 第11. 議案第82号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第12. 議案第83号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について（討論・採決）
- 第13. 議案第84号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について（討論・採決）
- 第14. 議案第85号 平成24年度玉城町一般会計補正予算（第4号）（討論・採決）
- 第15. 議案第86号 平成24年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第16. 議案第87号 平成24年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第17. 議案第88号 平成24年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第18. 議案第89号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第19. 議案第90号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（追加議案）
- 第20. 発議第9号 玉城町議会委員会条例の一部改正について（追加議案）
- 第21. 発議第10号 玉城町議会会議規則の一部改正について（追加議案）
- 第22. 議案第91号 玉城町暴力団排除条例の一部改正について（追加議案）
- 第23. 議案第92号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について（追加議案）
- 第24. 発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。

よって、平成24年第5回玉城町議会定例会 第4日目の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において
9番 前川 隆夫 君 10番 川西 元行 君
の2名の方を指名いたします。

議案の上程

○議長（風口 尚）次に 日程第2 議案第73号 玉城町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、ないし日程第9 議案第80号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを一括議題とし、これより討論、採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより各議案ごとに採決いたします。

それでは、議案第73号 玉城町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第3 議案第74号 玉城町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に 日程第4 議案第75号 玉城町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第5 議案第76号 玉城町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第6 議案第77号 玉城町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第7 議案第78号 玉城町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第8 議案第79号 玉城町水道法施行条例の制定について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第9 議案第80号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第10 議案第81号 町税条例の一部改正について、ないし日程第13 議案第84号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを一括議題

とし、これより討論、採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第 81 号 町税条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 82 号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 83 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 84 号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に日程第 14 議案第 85 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号) ないし日程第 18 議案第 89 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) を一括議題といたします。

只今一括議題となりました各議案についてはそれぞれ予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 小林一則君

○**予算決算常任委員長（小林一則）** 議長より予算決算常任委員会審査の報告を求められましたのでご報告いたします。

委員会に付託されました議案第85号 平成24年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし議案第89号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）についての委員会審査を去る12月17日午前9時より第4会議室において委員全員の出席と町長、副町長及び教育長、各課長また関係室長並びに課長補佐の出席と議長同席のもとに審査を実施いたしました。

委員会審査は12名の委員により活発かつ慎重審査を行ないました。その審査内容については省略させて頂き、後日、会議録をご高覧賜りたいと思います。それでは、審査結果の報告をいたします。

はじめに、議案第85号 平成24年度玉城町一般会計補正予算（第4号）につきまして質疑を終了し、討論はなく、採決の結果『挙手全員』で原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成24年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果『挙手全員』で原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成24年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果『挙手全員』で原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成24年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果『挙手全員』で原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましても、質疑、討論はなく、採決の結果『挙手全員』で原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案審査の結果報告といたします。

○**議長（風口 尚）** 以上で、委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより、各議案ごとに討論、採決を行います。

只今、議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

先ず、議案第 85 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）についての採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 86 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 87 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に議案第 88 号 平成 24 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 89 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 2 号)について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

これより、追加議案の審査を行います。

暫時休憩いたします。

(午前 9 時 16 分 休憩)

(午前 9 時 17 分 再開)

○議長(風口 尚) 日程第 19 議案第 90 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一) 現在、教育委員会委員である中川長文委員が本年 12 月 19 日を持って任期満了となるため、その後任委員として玉城町山岡 725 番地 中山英子氏を適任と認め任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。宜しくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○1 2 番(山本静一) 提案説明はいただきましたけれど、住所、氏名、生年月日だけでこの人の人物像などわかりません。経歴の説明を求めます。

○議長(風口 尚) 暫時休憩します。

(午前 9 時 16 分 休憩)

(午前 9 時 17 分 再開)

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君

○町長(辻村修一) この方の経歴でございますが、生まれも育ちも玉城町山岡。今申しあげました 725 番地にお住まいでございます。大学を卒業されて、そして現在お子さんが 3 名お見えでございます。子どもたちに係わるお仕事、塾のお仕事をなさっておられるということでございます。回りのみなさん方からの評価も大変おありの方でございます。今申し上げておりますように、特に玉城町の場合にはそれぞれの 4 地区でバランスよく教育委員さんを選任をいただいとあるという中で、特に今の時代、女性の方の視点から、そして更に母親として子どもの子育てに係わっておるという立場からもいろんな玉城町の教育全般についての係わりを持っていただく方に相応しいということで提案を申し上げており

ます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 8番 山本静一君

○8番（山本静一） 教育関係に関する塾の講師をやってみえたということですが、現在もそうですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君

○町長（辻村修一） はい、そういうことです。

○議長（風口 尚） 他ありませんか。反対討論の発言はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

それでは、討論を終結したいと思います。

これより、本案を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前9時22分 休憩）

（午前9時23分 再開）

再開いたします。

○議長（風口 尚） 次に、日程第20 発議第9号 玉城町議会委員会条例の一部改正について、ないし日程第21 発議第10号 玉城町議会会議規則の一部改正についてを一括議題といたします。

提出者、議会運営委員長 小林 豊君の提案説明を求めます。

議会運営委員長 小林 豊君

○議会運営委員長（小林 豊） 只今、議題となりました玉城町議会委員会条例の一部改正について、ないし発議第10号 玉城町議会会議規則の一部改正について趣旨説明を求められましたので、それぞれさせていただきます。

まず、発議第9号 玉城町議会委員会条例の一部改正について趣旨説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、玉城町議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたので、標準町村議会委員会条例の例にならい、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、特に常任委員会所属義務の取り扱いが各議会に委ねられるもので、地方自治法で定められていた「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。」の規定を本条例で規定し、その運用を議会に委ね、選択肢を広げるためのものでございます。

なお、この条例改正案の施行期日は、まだ、法律が施行されておらないことから、地方自治法の一部を改正する法律の附則第1条ただし書に規定する日から施行するというものでございます。

次に、発議第 10 号 玉城町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明を申し上げます。

本案につきましても、先の委員会条例の一部改正と同様に町村議会会議規則の例にならない玉城町議会会議規則の一部を改正するものでございます。

まず、第 17 条「修正の動議」及び第 73 条「所管事務等の調査」の改正につきましては、項ズレを整理いたすもので、内容に変更はありません。

「第 14 章 公聴会」及び、「第 15 章 参考人」の条項の追加につきましては、すでに委員会条例ではこの規定は定められておりますが、今回の地方自治法の一部改正により、本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致が可能となったことから、会議規則の整備をするものでございます。

なお、施行期日等につきましては、前議案同様、附則に定めております。

以上簡単ですが趣旨説明といたします。

なお、補足資料として新旧対照表を配布してございますので、議員各位にはご理解いただきご賛同を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（風口 尚）以上で、趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

只今、議題となっております発議第 9 号、ないし発議第 10 号につきましては、質疑、討論を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なし」と認めます。

それではこれより採決を行います。

まず、発議第 9 号 玉城町議会委員会条例の一部改正について採決を行います。

本案は 原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、発議第 10 号 玉城町議会会議規則の一部改正について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第 22 議案第 91 号 玉城町暴力団排除条例の一部改正について、ないし日程第 23 議案第 92 号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について

を一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一） 議案第 91 号 玉城町暴力団排除条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い規定の整備を行うものであります。なお、補足は省略をさせていただきます。

次に、議案第 92 号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正は発議第 10 号の趣旨説明でありましたように地方自治法の一部改正に伴い議会本会議において公聴会の開催及び参考人の招致を行うことが可能になったことから当該公聴会の参加者及び参考人に対し支給する実費弁償に関する規定を整理するものであります。なお、補足は省略させていただきます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第 91 号 玉城町暴力団排除条例の一部改正についての質疑を行います。

発言はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 92 号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

発言はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で討論を終結いたします。
これより採決をいたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案の通り可決されました。

次に日程第24 発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について を議題といたします。
議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について会議規則第75条の規定により
閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。
以上で今期 定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これを以って平成24年第5回 玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

ご異議なしと認めます。
よって今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。
これにて平成24年第5回玉城町議会定例会を閉会いたします。
閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村 修一君

○町長(辻村修一) 閉会にあたりお礼のご挨拶を申し上げます。今期定例会に提案をいただき
きましたすべての議案につきまして、ご承認を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。
また、会期中に貴重なご意見を賜りましたことを、今後の町政運営に活かさせていただき
たいと思っています。

ご承知のように去る16日衆議院選挙が執行されました。この26日は新内閣が発足され
るという予定になってございます。申し上げておりますように、国、地方が抱えておりま
す問題に真摯に取り組んでいただくことを期待するものであります。

今年も残すところあと10日あまりでありますけれども、議員のみな様には、この1年格別
のご支援を賜りましたことを心から厚くお礼を申し上げる次第であります。迎える新しい
年も議員のみな様にとりましても、そして玉城町にとりましても良い年でありますことを
祈念申し上げてお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(風口 尚) 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、去る12
月12日開会いたしまして、本日まで7日間、当面の諸議案件について審議を致しました。
終始熱心にご審議賜り、無事閉会の運びになりましたことを誠に同慶に堪えない次第で

あります。いよいよ本年も押し迫ってまいりまして、特に緊急な案件がない限り本日が納めの議会になろうかと思えます。これから厳寒に向かいます折でございます。くれぐれもご自愛くださいませご多幸の新年をお迎えいただくことをご祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでした。

(午前9時38分 散会)